平成２３年（フ）第４２号
北海道沙流郡平取町字貫気別135番地９
債務者　工藤　和恵（旧姓塚尾）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
北海道余市郡余市町朝日町72番地12
債務者　西野たい子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第９０１号
宮城県塩竈市清水沢３丁目25番３―404号
県営清水沢住宅９号
債務者　山口　隆浩
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９０２号
宮城県塩竈市清水沢３丁目25番３―404号
県営清水沢住宅９号
債務者　山口　香織
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９２４号
仙台市宮城野区福室４丁目４番30号、従前の住所宮城県多賀城市笠神１丁目５番37号　グリーンヒル松戸Ｂ202号
債務者　安住　和行
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９７８号
宮城県塩竈市藤倉１丁目12番24号
債務者　阿部　　寛
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５０号
千葉県長生郡長南町山内1466番地
債務者　齊藤　憲司
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
千葉県茂原市本小轡1133番地７　ストーリア202道端方
債務者　松田　大樹
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
千葉県茂原市大芝577番地
債務者　古川　靖久
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
千葉県茂原市下永吉190番地１
債務者　小山田真紀
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
千葉県茂原市法目2774番地８
債務者　野村　浩二
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
千葉県茂原市弓渡649番地内１
債務者　牧野　一義
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
千葉県長生郡一宮町一宮3053―14　みゆきハイツ106、住民票上の住所千葉県佐倉市馬渡874番地内２
債務者　内田恵美子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第３９５号
山梨県甲府市荒川２丁目８番４号コーポゆりＢ棟２―Ｂ号室
債務者　白石　賢一
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９７号
山梨県山梨市市川1877番地
債務者　風間　賢一
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
長野県上田市芳田2441番地１
債務者　金井今佐徳
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第２５７号
長野県安曇野市豊科5261番地８　フレグランスＫＹ203号、前住所長野県安曇野市豊科3983番地１　ヴェルチェ千野Ａ棟202号室
債務者　清水　真美
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
長野地方裁判所松本支部